

学校法人菊武学園名古屋経営短期大学と一般社団法人地域福祉活動協会との 地域包括連携に関する協定書

名古屋経営短期大学（以下「甲」という。）と一般社団法人地域福祉活動協会（以下「乙」という。）は、次のとおり包括連携協力に関する協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲、乙が包括的な連携のもと、人材の育成と地域社会の発展を幅広い分野において相互に協力し、資質・能力の向上並びに実践力育成等を目的とする。

（連携協力する事項）

第2条 甲、乙は前条の目的を達成するため、次に掲げる事項について連携協力する。

- (1) 人的分野及び教育的分野に関すること。
- (2) 地域の活性化に関すること。
- (3) 知的資源及び物的資源の相互活用に関すること。
- (4) その他、甲、乙が協議して必要と認める事項に関すること。

（連携協力推進会議）

第3条 甲、乙は、この協定による連携の円滑な推進を図るため、それぞれ連絡調整に関する担当部署を定め、甲、乙双方の関係者による連携協力推進会議を必要に応じて設置するものとする。

（連携方法）

第4条 甲、乙は、連携協定を推進するために必要な連絡調整を行う。地域包括連携における企画に当たっては、それぞれの人材の派遣や受入、施設・設備・備品等の利用について、相手方の承諾を得て、支障のない範囲で利用・使用の手続きを行うものとする。

（経費）

第5条 前条に規定する連携実施に係る費用については、甲、乙が負担する。

（協議）

第6条 この協定に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、その都度甲、乙が協議して定めるものとする。

（協定の期間）

第7条 この協定の期間は協定締結の日から1年間を期限とする。ただし、期間満了日の1カ月前までに甲、乙の協議が整った場合は、さらに1年間更新ができるものとし、その後も同様とする。

(協定の変更)

第8条 この協定の内容に変更が生じた場合は、変更が生じた者がそれぞれに速やかに連絡をして変更に係わる協議をし、必要な手続きを行うものとする。

(協定の解除)

第9条 この協定を継続できない事情が発生したときは、甲、乙協議の上、協定を解約することができる。

(守秘義務)

第10条 甲及び乙は、必要最小限の範囲内で情報提供する場合を除き、連携事項の実施に当たって知り得た相手方の機密情報を、その承認を得ないで使用したり他に漏らしたりする事があつてはならない。

この協定の成立を証するため本書2通を作成し、甲、乙が記名押印の上、各1通を保有する。

2022年6月23日

甲 愛知県尾張旭市新居町山の田 3255-5

名古屋経営短期大学

学長

高木 弘児

乙 愛知県名古屋市守山区小幡五丁目8番13号

一般社団法人地域福祉活動協会

代表理事

河西 博貴